

# 令和7年度 秋田県職員 (職業訓練指導員) 募集要項

令和7年12月1日  
秋 田 県

- 試験日 令和 8年 1月 16日 (金)  
○受付期間 令和 7年 12月 1日 (月) 午前8時30分  
~ 令和 7年 12月 24日 (水) 午後5時

○申込方法

インターネット(電子申請)により申し込んでください。

次のURLから「秋田県職員(職業訓練指導員 建築科・情報処理科・塗装科)の募集」にアクセスし、記載されている内容を確認の上、電子申請サービスにより申込手続きを行ってください。

詳しくは、募集要項の4ページをご覧ください。

<URL> <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/92575>

問 い 合 わ せ  
受 験 申 込 先

秋田県産業労働部雇用労働政策課 産業人材チーム  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号(秋田県庁第二庁舎3階)  
TEL 018(860)2301(直通)  
E-mail koyorodo@pref.akita.lg.jp

## 1 採用職種、採用予定人員及び職務内容

採用職種 (訓練科)	採用予定 人員	職務内容
職業訓練指導員 (建築科)	若干名	主として県立技術専門校に勤務し、訓練生に対して専門的な学科・実技の指導を行います。
職業訓練指導員 (情報処理科)		
職業訓練指導員 (塗装科)		

## 2 受験資格

### (1) 建築科

次のア～ウの全ての要件を満たす者が受験できます。

ア 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく「建築科」の職業訓練指導員免許を有する者(令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者を含む。)

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校以上を卒業した者

ウ 昭和50年4月2日以降に生まれた者

## (2) 情報処理科

次のア～ウの全ての要件を満たす者が受験できます。

- ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく「情報処理科」の職業訓練指導員免許を有する者（令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者を含む。）
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校以上を卒業した者
- ウ 昭和50年4月2日以降に生まれた者

## (3) 塗装科

次のア～ウの全ての要件を満たす者が受験できます。

- ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく「塗装科」の職業訓練指導員免許を有する者（令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者を含む。）
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校以上を卒業した者
- ウ 昭和50年4月2日以降に生まれた者

### 【参考】職業訓練指導員免許取得資格を有する者の主なもの

- (1) 採用職種の訓練科の免許職種に関し、職業能力開発総合大学の指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した者
- (2) 採用職種の訓練科に係る職業訓練指導員試験に合格した者
- (3) 採用職種の訓練科の免許職種に関する学科を修めた者で、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に定める普通免許状を有するもの
- (4) 厚生労働大臣が指定する講習（48時間講習）を受け、採用職種の訓練科に係る職業訓練指導員免許を受けることができる者（採用までに職業訓練指導員免許の取得を要します。）  
なお、受講資格を例示すると次のとおりです。
  - ア 学校教育法による大学（短期大学は除く。）において、採用職種の訓練科の免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有するもの
  - イ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、採用職種の訓練科の免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し4年以上の実務の経験を有するもの
  - ウ 学校教育法による高等学校において、採用職種の訓練科の免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し7年以上の実務の経験を有するもの
  - エ 免許職種に関し、1級の技能検定又は職業能力開発促進法第44条第1項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定に合格した者

### ◆次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 外国籍の場合は、就職が制限される在留資格の者（ただし、採用予定日までに就職可能な在留資格に変更できる者は受験できます。）

### ◆外国籍の受験希望の方へ

**外国籍の職員は、採用後、担当できる職務等に次のような制限があります。**

- (1) 外国籍の職員は、公権力の行使（行政処分（行為）や事実行為により、県民等の権利、義務に影響を与えること。）に携わる職務は担当できません。
- (2) 外国籍の職員は、公の意思の形成への参画に携わる職（県の意思決定において、知事等から権限の委任を受け、又は専決権を与えられた職であり、原則として本庁の課長級以上及び地方機関の長が該当する。）に就くことはできません。

以上の事項を考慮の上、お申し込みください。

なお、試験方法、試験問題は日本国籍を有する方と同一です。

不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、秋田県産業労働部雇用労働政策課産業人材チームまでお問い合わせください。

### 3 試験の実施日時及び場所

日	時	場	所
令和8年1月16日(金)	午前10時00分	秋田県庁第二庁舎5階52会議室	(秋田市山王三丁目1番1号)
令和8年1月16日(金)		秋田県庁第二庁舎5階52会議室	(秋田市山王三丁目1番1号)
			※時間は、後日お知らせします。

### 4 試験の種目及び内容

試験種目	内	容
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査	
作文試験	文章による表現力、理解力、文章構成力等についての試験	
口述試験	専門知識及び人物についての個別面接による試験	

### 5 資格調査等

受験資格の有無、受験申込における記載事項の真否等について資格調査を行います。

なお、受験者の個人情報、職員採用試験及び職員として採用された後の人事管理に関わる事務に利用することを目的として収集するものであり、目的以外のために使用することはありません。

### 6 合格者の発表

合格発表	令和8年2月下旬予定	合格者には書面で通知します。
------	------------	----------------

### 7 試験結果の開示

この試験の結果については、本人が口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く午前9時から午後5時までの間に秋田県産業労働部雇用労働政策課へ直接おいでください。

開示期間	開示内容	開示場所
合格発表の日から1か月間	総合得点、試験種目別得点及び総合順位	秋田県産業労働部雇用労働政策課 秋田市山王三丁目1番1号 (秋田県庁第二庁舎3階)

### 8 合格してから採用まで

合格者の採用は、令和8年4月1日の予定です。

ただし、令和8年3月31日までに職業訓練指導員免許を取得できなかった場合は、採用されません。

## 9 勤務条件

### (1) 給与

ア 初任給は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）に基づき、経歴その他を勘案の上決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

### (2) 勤務時間

原則として、土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

### (3) 休暇

年間20日（採用年は原則として15日）の年次休暇や、病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

### (4) 福利厚生

職員住宅などの施設があります。

## 10 受験申込手続

パソコン又はスマートフォン（電子申請）で申し込んでください。

### (1) 申込方法

「秋田県職員（職業訓練指導員 建築科・情報処理科・塗装科）の募集」（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/92575>）にアクセスし、ページに記載されている内容を確認してから、電子申請サービス（受験申込ページ）にアクセスしてください。

その後、電子申請サービスのアカウント登録を行い、完了したらログインの上、画面上の受験申込フォームに入力し、申込内容に間違いがないか確認して送信してください。

申込を行うと、申込完了通知メールが自動配信されます。アカウント登録だけでは、受験申込は完了していませんので、ご注意ください。

（注）12月24日（水）までに申込完了通知メールが届かない場合は、受験申込受付期間内に速やかにお問い合わせください。

### (2) 受験申込フォームの入力要領

① 必要箇所にも漏れなく入力し、該当する事項を選択（チェック）してください。

② 最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比おおむね4：3（10MBまで）の画像ファイル（JPEG、PNG又はGIF））を添付してください。

③ 職業訓練指導員免許を撮影した画像ファイル（JPEG、PNG又はGIF）を添付してください。免許を取得見込みの方は、添付書類について秋田県産業労働部雇用労働政策課にお問い合わせください。

（注）使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

### (3) 受験票の交付

1月8日（木）までに受験票が発行され、メールアドレスに交付物発行のお知らせが送信されますので、電子申請サービスにアクセスし、受験票をダウンロード・印刷し、受験当日に忘れずに持参してください。

（注）試験開始前に受験票の照合を行います。受験票を持参していない場合は、原則として受験できません。

## 11 試験に関する注意事項

試験当日は、受験票、筆記用具（シャープペンシルとHBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。携帯電話やスマートフォンについては試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認められません。昼食は持参していただくか近隣の店舗を利用してください。

また、災害の発生や感染症のまん延等やむを得ない事情により試験の日時や会場等を変更する場合、その他緊急の連絡をする場合は、受験申込者に直接連絡します。